

習志野市農業委員会総会議事録

平成26年第5回習志野市農業委員会総会は平成26年5月23日（金）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後1時より

1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 0名

※ 16番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 10番 伊藤 和彦 11番 相原 和幸

1. 議案審議結果

上 程 1件 承 認 1件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午 後 2時30分

1. 付議事項

・議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について

・報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

・報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	只今より 平成２６年 第５回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は １名の欠員を含め１８名中 １７名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 １０番 伊藤 和彦委員 １１番 相原 和幸委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案の上程件数は１件でございます。 議案第２２号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願につ いて」、事務局より議案の朗読ならびに説明を求めます。 尚、この案件につきましての現地調査は、企画委員で行った事 をご報告いたします。 それでは、事務局お願いします。												
事務局長	議案第２２号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について 下記のとおり租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるための 証明願の提出があったので、証明について審議を求める。 申 請 日 平成２６年 ４月１６日 農業委員会提出日 平成２６年 ５月２３日 被相続人・相続人に関する事項 ・被相続人 <table><tr><td>住 所</td><td>習志野市●●●●丁目●●番●号</td></tr><tr><td>氏 名</td><td>●●●● (●●●●●●●)</td></tr><tr><td>職 業</td><td>農 業</td></tr><tr><td>相続開始年月日</td><td>平成２５年１２月８日</td></tr><tr><td>所有農地面積</td><td>●●●●●m²</td></tr><tr><td>生前一括贈与有無</td><td>無</td></tr></table>	住 所	習志野市●●●●丁目●●番●号	氏 名	●●●● (●●●●●●●)	職 業	農 業	相続開始年月日	平成２５年１２月８日	所有農地面積	●●●●●m ²	生前一括贈与有無	無
住 所	習志野市●●●●丁目●●番●号												
氏 名	●●●● (●●●●●●●)												
職 業	農 業												
相続開始年月日	平成２５年１２月８日												
所有農地面積	●●●●●m ²												
生前一括贈与有無	無												

議 長	同居・別居の別	同 居
	・相続人	
	住 所	習志野市●●●●丁目●●番●号
	氏 名	●●●●●● (●●●●●●●●)
	職 業	農 業
	生年月日	●●●●年●月●日
	被相続人との関係	●●
	同居・別居の別	同 居
	相続開始前農業従事の有無	有 ・ 従事日数 100 日
	特例適用農地等の明細	
三橋委員	1 習志野市●●●●丁目●●●●番●	
	・ 登記地目 田	・ 現況地目 畑
	・ 利用実面積 ●●●●㎡	・ 台帳面積 ●●●●㎡
	2 習志野市●●●●丁目●●●●番●	
	・ 登記地目 田	・ 現況地目 畑
	・ 利用実面積 ●●●●㎡	・ 台帳面積 ●●●●㎡
	2 筆合計面積 ●●●●㎡	
	●●●●さんにつきましては、生年月日が●●●●年●月●日生まれで、 現在生存されていれば●●歳になります。	
	また、●●●●年10月7日から●●●●年10月6日まで●期（●●年間） 農業委員を経験されております。	
	・・・農地の場所について、案内図・公図により説明・・・	
この後、事務局より所有面積●●●●●㎡のうち納税猶予を●●●●㎡受けて 残りの●●●●●㎡についての状況について説明をさせていただきます。		
事務局、ご苦労様でした。		
続きまして、調査報告を15番 三橋 久吉委員 お願いします。		
議案第22号 相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについて現地報告をい たします。		
調査は5月16日に申請者の、●●●●●さん立ち会いのもと農業委員8名と 事務局2名で行いました。		

飯生良委員	生産緑地の年数は何年になりますか、終身でしたか。
事務局	納税猶予を受けると終身になります。
議 長	現地調査に行った時にお母さんとお話したり、畑の様子を見ますとあまり農業に熟知していないようなので、指導していただいたり相談にのっていただければと思います。
事務局長	現地調査の時に、今、会長の話にもありましたように、農業そのものが熟知されていないようだったのですが、●●の農地についても管理できるのかという質問をいたしました、農機具についてはトラックに積んで行くと、市内の農地については、宅地と一体であり管理はされるでしょうけれど、●●については、3年に1度必ず現地調査が入るのでしっかりと管理しないと納税猶予も認められなくなったりすると、相続税もさかのぼって払う事になりますよという事は伝えてありますので、納税猶予地については、管理すると思っております。
議 長	ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第22号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について」証明書を発行することに賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第22号について証明書を発行することに決しました。 事務局は手続きを お願いします。 続いて、報告第9号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知および 報告第10号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に配布してありますので質問等の有る方は、挙手願います。 質問等が無ければ、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。

